

JAグループ宮城 災害対策ニュース (総合版)

第 7 号

【平成 23 年 3 月 29 日 (火) 発行】
発行：JAグループ宮城災害対策本部
編集：JA宮城中央会
〒980 - 0011 仙台市青葉区
上杉 1 丁目 2 番 16 号 JAビル宮城 6F
電話番号：022 - 264 - 8697 又は 264 - 8207
FAX 番号：022 - 216 - 4466
E-mail：jataisaku@gmail.com

目次

対策本部からの情報提供

- (1) 県内野菜の出荷自粛の解除について
- (2) 「激甚災害」に指定されたことによる国からの支援内容について

対策本部からの情報提供

(1) 県内野菜の出荷自粛の解除について

3月28日(月)20時半に宮城県より報告があり、分析対象であった、ほうれんそう・しゅんぎく・こまつな、の結果が発表され、すべての品目で基準値を下回っていることが確認されました。よって県内野菜はこれまでどおり出荷が可能となっております。

(2) 「激甚災害」に指定されたことによる国からの支援内容について

3月12日に「東北地方太平洋沖地震による災害」が全国を対象として国が通常を超えて財政援助等を行う「激甚災害」に指定されました。「激甚災害」に指定されたことで、国から道路や河川、海岸、下水道や農地、農業用施設等の被害の復旧事業に対して、都道府県庁や市町村を通じて通常より高い補助率により補助が行われます。このことについて、詳細を別紙1として添付いたします。

なお、JAや農家の事業用資産にかかる直接の支援については、「激甚災害」を指定して支援を行う激甚災害法では救済の対象とならないことから、別途、特別法の制定が検討されております。判明しだい、ご連絡いたします。

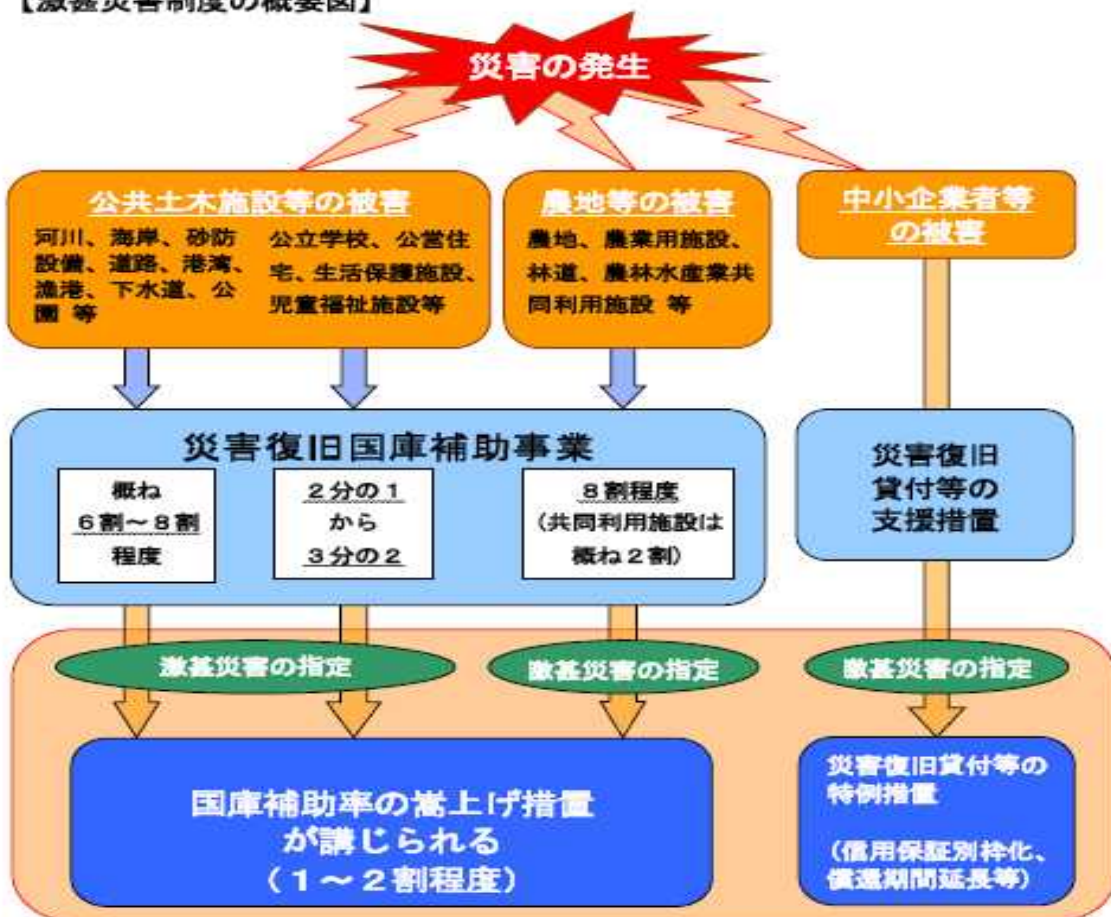
以 上

「激甚災害」に指定されたことによる国からの支援内容について

別紙 1

激甚災害指定とは、国民経済に著しい影響を及ぼすような、著しく大規模な災害が発生した場合、国がその災害や地域を指定して、都道府県や市町村または被災者に対する復興支援のため、通常を超える特別の財政援助または助成を行うこととしています。3月12日に「東北地方太平洋沖地震による災害」が全国を対象として国が通常を超えて財政援助等を行う「激甚災害」に指定されました。

【激甚災害制度の概要図】



「激甚災害」に指定されたことによって、国から道路や河川、海岸、下水道や農地、農業用施設等の被害の復旧事業に対して、都道府県庁や市町村を通じて通常より高い補助率により補助が行われます。また、中小事業者等については、災害復旧のための貸付等の支援措置（信用保証枠の別枠化、償還期限延長等）が講じられます。

具体的には、例えば次のような財政援助等が行われることになっています。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（対象）地方公共団体の道路・河川等の公共土木施設、公立学校施設、社会福祉施設等の災害復旧事業等

（基準）災害復旧事業費が全国標準税収の0.5%以上
通常7割程度の補助率が1～2割程度引き上げ

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

（対象）農地、農業用施設等の災害復旧事業等

（基準）災害復旧事業費が全国農業所得推定額の0.5%以上
通常8割程度の補助率が1割程度の引き上げ

(3) 農業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

（対象）農産物の倉庫、加工施設、市場施設等の共同利用施設の災害復旧事業

（基準）災害復旧事業費が全国農業所得推定額の0.5%以上
ただし、全国事業費の合計が5千万円以上
通常2割補助が5～9割程度補助に引き上げ

（注）JAや農家の事業用資産にかかる直接の支援については、「激甚災害」を指定して支援を行う激甚災害法では救済の対象にならないことから、別途、特別法の制定が検討されています。